

学校防災マニュアル

(地震・津波災害)

【参考資料】



鳥取県教育委員会 (平成 29 年 3 月 28 日)

【監修】鳥取大学名誉教授 理学博士 西田 良平

目次

(前書き) 学校防災マニュアル(地震・津波災害) 【参考資料】について	1
I 事前の危機管理(備える)	3
1 組織体制と参集	3
2 安全点検	5
3 災害発生時に必要となる非常持ち出し品・備蓄品等	7
4 避難訓練	7
5 教職員の研修等	10
II 発生時の危機管理(命を守る)	13
1 基本となる対応	13
(1) 安全確保	13
(2) 情報収集	14
(3) 避難	14
(4) 安否確認等	15
(5) 保護者への連絡、下校・引き渡し	16
(6) 連絡・報告	18
(7) その他(場面ごとの対応)	19
2 ケース別の検討・対応	20
(1) 震度階級別の検討・対応(例)	20
(2) 二次災害を想定した検討・対応(例)	22
(3) 児童生徒・教職員別の検討・対応(例)	23
(4) 特別支援学校における対応・留意点	27
III 事後の危機管理(立て直す)	30
1 児童生徒の心のケア	30
2 学校における教育活動の再開	32

(前書き) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)【参考資料】について

学校防災マニュアルは、災害発生時に児童生徒の命を守るために教職員が行うべき必要な対応等をあらかじめ明確化し、全教職員が共通理解を図るとともに、いざという時に迅速かつ的確に行動できるようにするための行動指針となるものです。

鳥取県教育委員会では、平成28年10月21日に鳥取県中部を震源として発生し、県内地域に大きな被害をもたらした鳥取県中部地震や過去の大規模な地震災害等における課題等を踏まえ、有識者、学校及び関係機関から御意見を伺いながら、地震・津波災害対策に重点を置いた「学校防災マニュアル(地震・津波災害)【参考資料】」を作成しました。

各学校においては、将来にわたり発生する可能性のある大規模地震等に対して、的確に対応し得る危機管理体制の構築等が不可欠となっており、「事前の危機管理」、「発生時の危機管理」、「事後の危機管理」を柱とした様々な対応が求められます。

本参考資料を各学校において、防災体制や学校防災マニュアル等を点検、見直しする際の参考として、御利用いただき、児童生徒の生命や身体の安全を守るため、保護者、地域、教育委員会及び関係機関と連携を図り、学校における防災体制等を一層強化していただきますようお願いいたします。

※本書は参考資料ですので、市町村(学校組合)立学校において、学校防災マニュアルの作成、点検、見直し等を行う際には、各市町村の地域防災計画を基本的な枠組みとするなど、各市町村の実態に応じた検討を行ってください。

1 学校の立地条件と想定される災害の把握

学校防災マニュアルの内容を考える上では、まず、学校が立地している自然的環境や想定される災害を把握することが最も重要です。その際、各市町村が作成したハザードマップ、専門家の助言等、様々な情報から判断することが大切です。

また、学校の敷地の成り立ち（田畑、山地、池などを埋め立てた等）を調べ、災害発生要因を事前に知ることが重要です。（以前から地域に住んでいる方に話を聞くなど、情報を集める）

2 三段階の危機管理

学校の立地する環境や学校規模、通学する児童生徒の年齢や通学方法など各学校によって状況は様々です。そのため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた対応が必要です。

各学校においては、災害発生時に児童生徒の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の円滑な教育活動の再開を図ることが求められます。

また、学校が避難所に指定されている場合の事前・発生時・事後の対応についても、地域と連携し、あらかじめ検討しておく必要があります。

学校防災マニュアルは、

1. 安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための**事前の危機管理**
2. 災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための**発生時の危機管理**
3. 危機が一旦おさまった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る**事後の危機管理**

の三段階の危機管理に対応して作成する必要があります。この三段階を踏まえて、各学校においては、次のような点に留意することが必要です。

（1）事前の危機管理（備える）

地震災害は、いつ発生するか分かりません。事前の危機管理が整っていないければ、発生時の危機管理、事後の危機管理に支障をきたすこととなります。

地震発生時に「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する行動は、児童生徒に対しての事前指導が不可欠です。様々な場所や時間帯で発生することを想定し、どのような場所が安全なのかを指導し、事前に繰り返し訓練していくことが重要です。

実際の震災等では、停電、通信網が途絶した状況が長時間続き、児童生徒の下校方法について保護者と連絡がとれないなどの状況が考えられます。事前の危機管理として、例えば、災害規模、公共交通機関の状況により、下校方法や学校に待機させる等の対応をあらかじめ決めておくことが、事後の危機管理につながります。

また、学校が避難所に指定されている場合、事前に地域住民や自治体等と学校が避難所運営等について支援できる内容を協議しておくことが重要です。

このようなことから、事前の危機管理が、発生時・事後の危機管理すべてに影響し、

最も重要な部分であるといえます。

(2) 発生時の危機管理（命を守る）

地震の揺れは突然やってきます。緊急地震速報によって数秒から数十秒前に報知音が鳴ることもありますが、震源が近い場合、報知音と揺れがほぼ同時であったり、報知音よりも揺れが先に来たりすることもあります。

報知音、あるいは揺れそのものを、児童生徒の一人一人が察知した段階で、素早く身の安全を確保することが命を守るうえで重要です。

自分の身の回りで落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはないかを瞬時に判断して、安全な場所に身を寄せることが必要です。

教室内だけでなく、学校のあらゆる場所、登下校中、家庭内等においてもこのような行動をとれるようにするためには、事前の指導や訓練が必要であり、避難訓練等で繰り返し指導することが大切です。

初期対応はもちろん、二次対応についても、緊急を要する場面では、マニュアルを見る余裕がない場合が考えられます。津波や火災などから一刻も早く児童生徒を避難させるためには教職員があらかじめ具体的な手順を理解しておかなければなりません。

マニュアルは、対応の優先順位を考え、分かりやすい内容が求められます。

(3) 事後の危機管理（立て直す）

児童生徒の在校時に地震災害が発生し、その後下校（帰宅）させる際には、十分な情報（通学路の安全確認・公共交通機関の運行状況等）を収集して、判断することが求められます。

高等学校、特別支援学校など通学範囲が広い場合には、児童生徒の居住地の情報収集も必要です。情報通信網や公共交通機関が麻痺し、保護者等が自宅に帰ることが困難な場合には、児童生徒を学校で待機させるなどの対応も必要になってきます。その際には、事前に保護者とルールを決めておくなどの対応が必要です。

また、学校施設が避難所となる場合、避難所運営は自主防災組織や市町村の防災担当部局等が対応するものですが、災害時には、一定期間、教職員が避難所運営を支援する状況が予想されます。この場合において、教職員の第一義的役割である「児童生徒の安全確保」「安否確認」等の業務に支障をきたすことのないよう対応することが必要です。

さらに、勤務時間帯以外の災害発生時の対応については、教職員が参集するまでに時間を要することも考慮しておかなければなりません。

I 事前の危機管理（備える）

1 組織体制と参集

(1) 組織体制

災害は、いつ発生するか分かりません。災害が発生、または発生するおそれのある時には、迅速かつ適切に組織として対応できる体制を整備しておかなければなりません。そのため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長とするなど、次の例を参考に学校災害対策本部を

設置できるよう、組織体制を明確にしておくことが重要です。

また、災害発生直後や時間帯等によっては、校長や担当者不在により防災体制が十分に整わない事態も想定されます。校長不在時の危機管理体制の確認や教職員の人数が少ない場合の役割分担の検討や年度ごとに一部の担当を入れ替えるなど各教職員が全体の役割について理解し、訓練や研修を通じて災害に対し、柔軟に対応していくことが重要です。

◎組織体制図には、担当者の氏名を記載し、教職員が自分の役割を認識し、訓練を通して動けるようにしておくことが重要です。

〈学校災害対策本部組織体制〉(例)

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部	校長 副校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 非常持ち出し品の搬出保管 校内の被災状況把握 記録日誌、報告書の作成 校内放送等による連絡や指示 応急対策の決定 教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報道機関等との対応 地域の公民館、自治会等との連携、連絡 	学校防災マニュアル・ 学校敷地図・ラジオ ハンドマイク・懐中電灯 トランシーバー 携帯電話

分担(班)	担当者名	役割	準備物
安全点検 消火班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火、安全点検 避難、救助活動等の支援 被害状況の把握(施設等の被害程度の調査)、二次被害の防止 	消火器・ヘルメット ラジオ・手袋・被害調査票・構内図・ロープ
応急復旧班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達・管理 危険箇所の処理・表示、立入禁止措置、避難場所の安全確認 	
安否確認 避難誘導班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、教職員の安否確認・負傷者の把握、避難誘導 行方不明の児童生徒、教職員の把握・報告 	クラス出席簿 行方不明者の記入用紙
保護者連絡班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 連絡手段の検討・決定 引き渡し場所の指定 児童生徒の引き渡し作業 引き渡しの際の身元確認 	引き渡しカード・出席簿 集合場所配置図
救急医療班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の実施、手当備品の確認 負傷や応急手当の記録 負傷者等の医療機関への送致・連絡 	応急手当等の備品 AED・担架・水・毛布 安全靴・マスク
救護班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の確認、救出・救命 	
避難所支援班	〇〇 〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び避難者による自主防災組織等と連携した避難所運営支援 	支援マニュアル(協定書)

※準備物等はリスト(資料4参照)にするなど速やかに使用できるように管理する。

(2) 休業日・夜間等における非常参集体制

休業日・夜間等においても、「どのような状況時に、誰が参集するか」教職員一人一人が確認しておくことが重要です。参集体制については、災害の程度等により、速やかな参集が

難しい状況や参集時における教職員の安全確保（二次被害の考慮）も踏まえて検討することが必要です。

（例）

配備体制	配備基準（地震・津波）	参集体制
注意体制	「震度3」の地震が発生した場合	状況に応じて管理職が参集し、初期対応（学校の被害状況の確認、被害発生時の報告等）を実施
警戒体制（1）	「震度4」の地震が発生した場合	管理職が参集し、初期対応を実施
警戒体制（2）	1 「震度5弱」の地震が発生した場合 2 津波注意報の発表（気象庁または大阪管区気象台）	管理職を含め、あらかじめ校長が指定した教職員が参集し、初期対応を行うとともに、災害対応を実施
非常体制（1） 学校災害対策本部設置	1 「震度5強～6弱」の地震が発生した場合 2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁または大阪管区気象台）	管理職を含め、校長があらかじめ指定した教職員が参集し、担当ごとに災害対応を実施
非常体制（2） 学校災害対策本部設置	「震度6強」以上の地震が発生した場合	原則としてすべての教職員が参集し、災害対応を実施

※地震の震度については、学校が所在する市町村域内のいずれかで観測された場合

2 安全点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法において、計画的に実施するよう定められています。災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、安全に避難させるためには、校舎内の施設及び設備だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要です。

（1）施設及び設備等の安全点検

安全点検の対象である学校施設等は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然状況等により変化します。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動時における重大な危険が見過ごされる可能性があります。学校保健安全法施行規則では、下表のように定期的、臨時的、日常的に行う安全点検について示されています。

区分	時期・方法等	対象	学校保健安全法施行規則
定期的安全点検	毎学期1回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・整備及び防火、防災に関する設備など	毎学期1回以上、児童生徒が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない

区分	時期・方法等	対象	学校保健安全法施行規則
	毎月1回 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	(明確な規定はない。各学校の実情に応じて、上記に準じて行われる例が多い)
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要がある時は、臨時に、安全点検を行う
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の完全確保を図らなければならない

(2) 避難経路・避難場所の点検

校内での避難経路、避難場所を点検し、津波被害が想定される学校では校外への避難経路、避難場所の点検も必要です。土地の造成等による地形の変化や道路工事等での通行障害等、環境の変化に応じて点検を行うことが必要です。避難場所等の設定にあたっては、教職員だけでなく、防災担当部局や学校防災アドバイザー等の意見も参考にすることが重要です。

【点検の観点】

- ・わかりやすい案内板や表示があるか
- ・避難経路に障害物がないか
- ・災害種、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか
- ・児童生徒の特性や発達段階を踏まえているか
- ・近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ・実際に現場を確認しているか
- ・避難経路、避難場所を児童生徒や保護者に周知しているか

【避難の段階に応じた点検】

○一次避難(※注)に係る安全点検

- ・避難経路である廊下、階段、出入口等には避難の障害となるロッカーや荷物などを置かない
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定、校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡方法、避難誘導の方法を定める

○二次避難（※注）に係る安全点検

- ・災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の定期的な安全確認の実施（造成や道路工事等による地域の変化に応じて点検を行う）
- ・通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認（ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れのある道路）
- ・通学路の近くにある広域避難場所等の確認

（注）揺れがおさまったあと、校庭等に避難することを一次避難、一次避難場所が危険な場合に別な場所に避難することを二次避難としています。

3 災害発生時に必要となる非常持ち出し品・備蓄品等

地震動がおさまってから避難行動、その後、学校に待機すること等を想定して、それぞれの場面で必要となる非常持ち出し品・備蓄品等をリストアップするとともに、それらを保管し、災害時に速やかに使用できるように定期的に点検しておくことが重要です。

また、学校が避難所になっている場合などについては、備蓄品の整備等を首長部局の防災担当や教育委員会とも協議の上、対応していくことが重要です。

（1）非常持ち出し品

教職員・児童生徒連絡名簿、児童生徒引き渡しカードや救急用品など災害発生直後に必要となるものは、あらかじめ非常持ち出し品として、管理（使用した後は必ず元の場所に戻す）しておくことが重要です。

非常持ち出し品は、最低限のものとし、重要書類等については耐火キャビネット等に保管する。ただし、延焼、流出、埋没等の恐れがある場合でも身体に危険があれば持ち出さないことなどについて、確認しておくことが重要です。

（2）備蓄品等のリストアップ

必要となる備蓄品等の例（※必要人数分を確認する）	
避難・通信時	○ハンドマイク ○ホイッスル ○ラジオ ○トランシーバー ○携帯電話 ○懐中電灯 ○ヘルメット
避難・待機時	○防寒具・雨具 ○アルミシート ○毛布 ○暖房器具 ○燃料 ○テント ○ランタン・投光器 ○簡易トイレ ○水・非常用食料 ○発電機
救急・救助時	○医薬品類 ○救急用品 ○AED ○担架・車椅子 ○バール・ハンマー・のこぎり ○軍手・ロープ
その他	○ブルーシート・ビニルシート ○乾電池 ○生活用品等（紙コップ・皿、タオル、衛生用品等）

4 避難訓練

避難訓練は、教職員が児童生徒の安全確保を適切に行うための事前の備えとして実施するものです。児童生徒が災害発生時に的確に判断し行動するための実践的な態度や能力を養うことにつながるため、防災教育の一環として重要です。実施に際しては、あらゆる場面（場所、天候、季節等）を想定することが重要であり、次のような点に留意する必要があります。

(1) 初期対応の訓練（揺れへの対応）

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上から物が落ちてこない」「横から物が倒れてこない」「物が移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保し、揺れがおさまってから避難することです。教職員の指示を待つだけではなく、児童生徒が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切です。

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教職員自身が落ちてくる物、倒れてくる物、移動してくる物とはどんなものなのか校舎内の非構造部材について把握しておく必要があります。突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から危ない物を確認する訓練も大切です。

また、耐震化が図られている建物では、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険です。

緊急地震速報の報知音を利用した訓練でも基本行動は同様です。緊急地震速報は、テレビ、携帯電話、公共施設、公共交通機関などでの導入が進んでおり、児童生徒が学校管理下外にいる場合でも避難行動に有効であることから、訓練に取り入れることを検討しましょう。

(2) 二次対応（揺れがおさまった後）の訓練

各学校で考えられる二次災害について洗い出し、その災害に応じた訓練が必要です。

特に、津波の危険がある場合は、地震動を感知した場合はもとより、地震動を感知しなくても津波が到達することもあり得ることから、校舎の最上階、校外の高台等への避難訓練が必要です。この場合、地震動による避難経路の損壊や道路状況により、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなる可能性もあり、複数の避難経路を設定しておく必要があります。

地域によっては、地震発生後から津波が到達するまでの時間が短いところもあり、訓練によって避難が完了するまでの時間を測定し、データとすることがとても重要です。また訓練によって明らかになった課題は、改善・改良を図ることにより、より実践的なマニュアルとなります。さらに、東日本大震災では、貯水池が決壊したり土砂災害が発生した例もあり、津波以外でも学校周辺の立地状況に注意し、二次災害を想定した訓練が必要です。

実践的な訓練	
緊急地震速報を活用した訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練 ※担任や授業担当者が状況を把握しにくい休み時間等を想定した訓練も必要です。
地震動を感知し、身の安全を守る訓練	わずかな揺れを感知した時点で緊急地震速報受信時と同じように、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練 ※教室では「机の下にもぐって、机の脚をしっかりとつかむ」行動訓練ができますが、机がない場所にいる場合（移動教室時）や、休み時間なども想定した訓練が必要です。

実践的な訓練	
地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練	<p>より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練</p> <p>※耐震化された校舎は地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられます。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられます。これらを想定した訓練も必要です。</p> <p>※屋外の運動場等に集合する訓練だけでなく、運動場が液状化で使用不能な状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要です。また、季節や天候による適切な場所の設定についても考えておくことが重要です。</p>
保護者への引き渡し訓練	<p>児童生徒が在校中に災害が発生後、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることとなります。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練を行うことや、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられます。</p>
情報伝達訓練	<p>被害状況、臨時休業・児童生徒の下校措置の報告、支援要請等について学校、市町村、県、関係機関内で情報伝達訓練を行い、円滑に情報を共有することができる体制を整えることが重要です。（その他の避難訓練に、情報伝達訓練も加えるなどの工夫も考えられます。）</p>
シェイクアウト訓練	<p>シェイクアウト訓練は、地震から身を守るための3つの安全行動（①姿勢を低く、②頭を守って、③揺れがおさまるまでじっとする）を約1分間行うというものです。どうすれば身を守れるかイメージし、短い時間で本当にその行動がとれるのか、実際に行動して確認することも重要です。</p>

訓練の留意事項・工夫等	
地域の実情に応じる	<p>時期・回数・内容等は、学校種別や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。海岸の埋立地・池の埋立地・盛土・海岸地域・崖の上・崖の下等にある学校は津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も考慮する。学校が住宅密集地帯にある場合は、火災の二次災害の発生等も考慮する。学校内や通学路の危険箇所マップを作成して周知し、訓練に活用する。</p>
事前事後指導を充実する	<p>防災訓練の意義を児童生徒に十分理解させ、「自らの命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う。事後にも災害について学び、身近な課題として保護者と児童生徒が話し合うことを促す。</p>
多様化を図る	<p>屋内消火栓、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊迫感、臨場感を持たせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。また、校舎の損壊や津波への対応等、様々な被害状況を想定し、訓練内容を工夫する。</p>

訓練の留意事項・工夫等	
その他の工夫 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が休み時間に発生したという想定にし、あらかじめ行方不明となる役を決めて、安否確認（点呼・人数確認）が正確にできるかを訓練する。 ○廊下等に落下物や転倒物に見立てたダンボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるか訓練する。 ○津波を想定し、近隣の学校や幼稚園等と合同で高台への避難訓練を行う。 ○避難場所に児童生徒が避難を終えた後を想定して、次の行動（引き渡し、二次避難）の訓練をする。 ○怪我をした児童生徒の搬送訓練（担架）を取り入れる。 ○訓練実施日は予告するが、想定災害の発生時刻は、児童生徒はもとより、教職員にも伏せておく。その際、訓練実施の打合せ資料は配布しない。

5 教職員の研修等

教職員は、災害から児童生徒の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、防災に関する自らの意識や対応能力、防災教育に関する指導力を一層高めることが求められます。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要があります。

なお、マニュアルを読んだり、研修で学んだりするだけでは、非常時にあわててしまい、実際に行動することはできません。体を動かして、体で覚えることが重要です。

研修項目	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した避難方法 ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること ・教職員、児童生徒の安全確保と安否確認の方法 ・児童生徒の引き渡し等の方法 ・児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解 ・児童生徒の心のケアに関すること ・地域との連携に関すること
研修(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災研修会等に参加した教職員は、全教職員に伝達研修するとともに、それを取り入れた研究授業を行う ・訓練を実施し、評価・改善をすべての教職員で共通理解する場を設定する ・防災訓練に先立って校内の安全点検及び防災設備の点検を行うとともに、避難器具や屋内消火栓等の設備の使用方法について実習する ・首長部局の防災担当者から、当該の防災体制や避難所開設の手順等について説明を受け、避難訓練等のシミュレーションを行う ・消防署の救急救命士からAEDの使用方法について指導を受け、心肺蘇生法、三角巾を使った応急処置等について実習を行う ・地域（地区の公民館、消防署、警察、自治会、自主防災会等）と通学路、危険個所の認識、災害時の対応、避難所の運営などについて話し合う

(参考)

**鳥取県地域防災計画【災害予防編(共通)】第5部 避難対策計画「第1章 避難体制の整備」
第4節 児童・生徒等の集団避難体制の整備**

1 各学校への連絡網の整備

県(教育委員会、地域振興部、福祉保健部)及び市町村教育委員会は、各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

2 各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

- (1) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
- (2) 避難場所の選定
- (3) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- (4) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

3 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

4 児童、生徒への連絡網の整備

- (1) 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。
- (2) 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

5 避難訓練等の実施学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

6 その他の学校等における避難体制の整備

- (1) 県立学校、私立学校等においても、市町村立学校に準じて集団避難体制の整備を行う。
- (2) 市町村は、保育所等における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

鳥取県中部地震の経験から

◆ 事前の危機管理 ①

(現場の状況・課題等)

- ・非常持ち出し品を直ぐに持ち出す準備ができていなかった。(連絡名簿を印刷しておらず、停電のためパソコンから印刷することもできなかった)
- ・停電のため校内放送が使えないため、ハンドマイクを使用しようとしたが、電池が切れて使えなかった。
- ・緊急連絡カード、全校名簿、筆記用具、ラジオ、電池、救急用具を非常持ち出し品として準備しておけば良かった。

(課題への対応等)

災害はいつ発生するか分かりません。非常持ち出し品や備蓄品等は、教職員全員がいつでも直ぐに使用できるように保管・管理することが必要です。

非常持ち出し品や備蓄品等については、一覧表で管理するなど、直ぐに使用できる状態になっているか定期的に確認することも必要です。

◆ 事前の危機管理 ②

(現場の状況・課題等)

- ・地震発生後、校庭に避難したが時間が経過するにつれ、寒さがきついことを訴える生徒が増えた。また、夕方に近づくと暗くなり不安が増した。地震発生当日は晴れであったが、雨や雪の場合の対応を検討することが必要。
- ・校庭に避難後、気温が低下したので、ブルーシートで保温を行った。
- ・校外避難中にトイレに行くため、建物に戻る際、余震への不安がある。

(課題への対応等)

校庭等の一次避難先で、一定時間待機することも想定されます。天候や季節により、防寒具や雨具等を備蓄しておくことも必要です。

また、建物内に戻れる状況でもヘルメットを着用するなど、十分に安全を確保することが必要です。

災害時の備蓄品は日常的に使用するものではありませんが、災害における状況を考慮し必要な備蓄を進めるとともに、災害時にすぐに使えるよう管理することが重要です。

◆ 事前の危機管理 ③

(現場の状況・課題等)

- ・昨年度と本年度の防災訓練(引き渡し訓練を含む)が非常に役に立った。児童はいつも以上に素早く行動でき、訓練の大切さが分かった。過去には、休憩時間中の避難訓練も行った。児童が自らの判断で、安全確保の行動ができるよう、訓練を実施していきたい。
- ・休憩時間や掃除時間に地震が起きた時の対応に備え、多様な訓練を実施していきたい。
- ・引き渡し訓練を昨年度と本年度行っていたので、引き渡しが大変スムーズにできた。

II 発生時の危機管理（命を守る）

1 基本となる対応

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる

地震を感知（実際に揺れを感じた場合や緊急地震速報受信時）したと同時に安全確保のための初期対応を図ることが必要です。

地震発生時には児童生徒が恐怖を感じて動けなくなったり、パニック状態になったりすることも考えられます。教職員は落ち着いて「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、適切に指示し、誘導することが求められます。

また、教職員の指示を待つだけでなく、児童生徒が自ら判断し安全を確保することも重要です。そのためには、児童生徒が地震について正しく理解し、防災学習や避難訓練等によって児童生徒自身の判断力・行動力を養っておくことが、安全確保のためには非常に重要です。

（1）安全確保

○児童生徒

- ・机など落下物を防げるものの下にもぐり、机の脚を持つ
- ・隠れるものが何もない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない・移動してこない場所に移動し、低い姿勢で、カバンなどで頭を覆う
- ・校外等では、石垣、ブロック塀、自動販売機などの転倒、屋根瓦、ガラス、電線などの落下物に注意し、道路・広場などの中央に避難する。地面の割れ目や液状化によるマンホールの隆起などにも注意する。公共交通機関を使用している場合は、係員の指示に従う。

○教職員（教職員は身を守るための適切な指示を行い、児童生徒の安全を確保する）

- ・授業中は、児童生徒の状況確認や周囲の安全確認を行う
- ・実験棟で火気使用中は消火の指示、工作等で工具を使用中は危険回避の指示
- ・休憩中や放課後など教職員と児童生徒が別々にいる場合は、教職員が手分けして児童生徒状況確認や周囲の安全確認を行う
- ・屋外運動場では落下物を避けるため校舎等から離れ、運動場の中央に避難させる
- ・二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する
- ・職員室等に在室する教職員は、状況に応じて児童生徒の安全確保、避難経路の確保、火の元の初期消火、緊急放送等を行う

※移動教室・修学旅行・校外学習や部活動など、校外で活動している場合は、事前に災害発生時の避難場所や、学校や保護者への連絡方法などについて十分に確認しておくことが必要です。また、実施計画にそのことを明記し、保護者等へも周知しておくことが大切です。

(2) 情報収集

揺れがおさまったら、情報を収集し、津波や土砂災害、火災などの二次災害を考慮して対応することが必要です。地域に想定される二次災害について、あらかじめ避難の判断材料となる情報と避難場所等を全教職員が理解しておくことも非常に重要です。

○迅速な情報収集と判断を行う

- ・ラジオ、携帯テレビ（ワンセグ）、インターネット、防災無線等により、震源、震度、津波等に関する情報を収集する。学校施設の損壊・火災等により施設内が安全でない判断される場合や児童生徒の安否確認等を行うため避難が必要な場合、校長は避難を決定し、指示を出す
- ・避難経路の安全確認を行い、迅速に避難場所（一次避難）に避難する
- ・津波浸水予測時間が早い地域では、揺れがおさまったら避難を開始する
- ・悪天候や土砂崩れ等で避難場所や避難経路が危険な場合は最も安全な場所を決定する
 - *複数の避難経路、避難場所をあらかじめ設定しておくことが重要です
 - *停電時でも情報を収集できる機器を複数準備し、すぐ使えるようにしておく

(3) 避難

自然災害は、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える規模で襲ってくる危険性を常にはらんでいます。実際の災害場面では、学校防災マニュアルの内容に留まらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切です。避難先でも安全確認をして、必要があればさらに避難するという姿勢が必要です。

※人は自分の身に迫っている危険を根拠なく過小評価してしまう性質があると言われていきます（正常化の偏見）。「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが避難の機会を奪い、命を危険にさらします。児童生徒の避難誘導に際しては「正常化の偏見」や想定以上の災害が起こる可能性を常に意識することが求められます。

○決定した避難場所に、児童生徒を速やかに誘導・避難させる

- ・校内放送により避難指示。停電等で放送設備が使用できない場合は、ハンドマイクやメガホンを使い連絡する
- ・落下物に注意し、運動靴などを履き、カバン等で頭部を保護することや防寒具等について指示する
 - *避難経路は平時とは異なる状況になることが予想されるため、スリッパでは迅速な避難は困難です。破損したガラス等で足を怪我することも考えられます。迅速に避難誘導するためには、「上履き」を見直しておくことも必要です。

○自力で避難できない児童生徒は、教職員が介助して避難させる

*あらかじめ、個々の児童生徒に対応する職員を指定しておく

○避難中の安全確保のためにバランスよく教職員を配置する

- ・避難（移動）時には、移動中の事故を防ぐために、また児童生徒を見失わないよう教職員を配置する
- ・遅れた児童生徒への対応も考慮する（校内を巡回して、残留者の有無を確認する）
 - *避難訓練の時に、避難経路に実際に教職員を配置し、確認しておく

○**避難中の情報収集と非常持ち出し品の搬出（あらかじめ担当者を決めておく）**

- ・ラジオ、防災無線等により最新の情報収集に努める
- ・引き渡し等、避難後の活動に必要な最低限の物品をあらかじめ非常持ち出し袋に入れておき、搬出する

○**保護者や地域住民が避難してきた場合は一緒に避難する**

○**一次避難場所が危険と判断した場合は、より安全な場所に避難する**

（４）安否確認等

○**安全な場所に避難完了後、安否確認を行う**

- ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させる
- ・名簿等によりクラス毎の人数と負傷者の人数を確認・報告する
(例) 担任→学年主任→教頭（副校長）→校長
- ・安否確認できない児童生徒がいる場合、捜索を行う

○**応急手当（けがへの対応、心肺蘇生とAED、心理的なケア）**

- ・負傷者の確認と応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生を行うとともにAEDがある場合には速やかに使用し、救急車を手配する
- ・児童生徒の不安への対応等、心理的なケアを行う
* 応急手当や捜索、心理的ケアを行う担当者をあらかじめ決めておく

○**二次対応（災害情報収集、二次避難、被災状況把握、安否確認等）**

- ・引き続きラジオ、携帯テレビ（ワンセグ）、インターネット、防災無線等、また関係機関からの情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる
- ・校舎や校地等の被害状況を把握する。校舎の使用が可能かなど安全を確認し、児童生徒の校舎内外への移動が可能か判断する
- ・避難場所での待機が長時間になることを意識し、児童生徒の体調管理、心理面のサポートにあたる
* 津波警報等が発表されている場合、解除されるまで安全な避難場所で待機させる
* 避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定しておく
* 児童生徒が互いに励まし、助け合えるよう平常時から関係づくりを行っておく
- ・状況が落ち着いた段階で、学校管理下外の児童生徒の安否確認を行う（欠席、早退等）
- ・出張中、休暇中の教職員等との連絡、対応等の指示を行う（緊急連絡網の整備、災害時における対応等の共通理解が必要）

（安否確認における留意点）

- ・大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられます。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いとされています。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができます。また、学校は、地域の様々な団体や組織を活用し、直接それらの団体・組織と情報を交換することも必要です

- ・児童生徒の情報収集と併せ、学校からの情報発信についても定めておくことが重要です。特に情報通信網が不通の場合には、例えば、地域施設の掲示板、安否確認・問い合わせ対応としてNTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」の活用も考えられます。事前に保護者等とルールを決めておくことが重要です

(休業日・夜間等の対応)

- ・休業日・夜間や登下校時に大きな地震が起こった場合、大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複数化しておく必要があります。また、直接家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合も多いと考えられますが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要です

(参考)

○鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】(抜粋・要約)

- ・夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行う。

○教育関係機関の災害情報収集要領（抜粋・要約）

- ・市町村教育委員会、県立学校は、休業日、夜間に震度5強以上の地震が発生した場合には、児童生徒等及び教職員安否の確認を行う。

(5) 保護者への連絡、下校・引き渡し

地震の規模や、被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要があります。大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が利用しにくくなることが想定されるため、あらかじめ携帯電話メールなどの一斉配信システム、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段の利用を検討しておくことが必要です。

また、保護者と連絡がとれない場合もあるため、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。

*学校と保護者と児童生徒の間で避難について話し合い、信頼関係を構築しておく。

<引き渡しの判断>

引き渡しの判断時には、児童生徒の安全を最優先にするため、以下のような点に注意が必要です。

- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です（津波警報等が解除されるなど安全が確認されてから引き渡す）
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です
- ・校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です

<学校に待機させる場合の留意点>

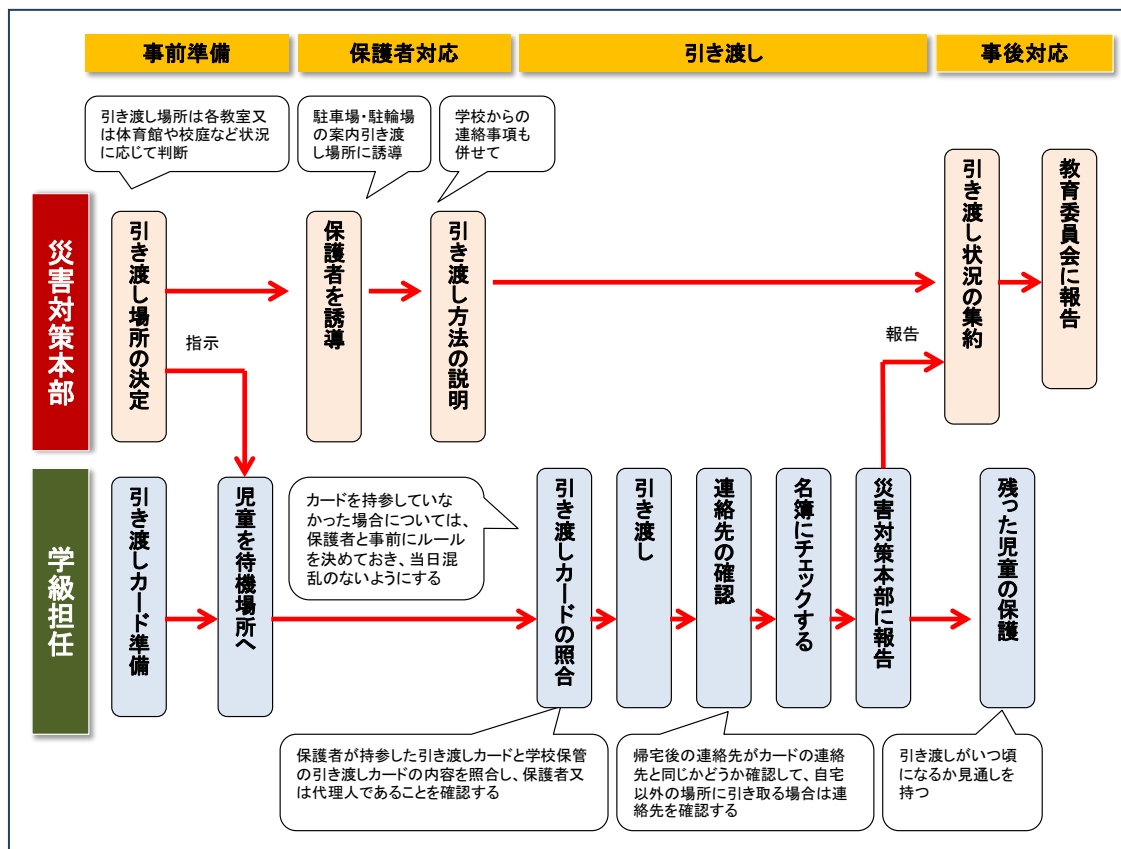
大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられます。児童生徒を待機させる場合には、下記の点に留意が必要です。

- ・不安を訴える児童生徒のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーなどとの連携を図る
- ・近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、防寒具、食料の確保なども考えておく
- ・公共交通機関の運行情報を確認する

<引き渡しの手順の明確化>

引き渡しの場面では、混乱、錯綜することが考えられるため、あらかじめ引き渡しの手順を明確化しておくことが大切です。

■校内における引き渡しの手順（小学校の例）



■校外で引き渡す場合の流れ

- ①引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
- ②学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
- ③現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。
*校外の場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく。

【引き渡しカード（例）】

緊急時引き渡しカード（例）				
(児童名)		血液型	(きょうだい)	
年 組			年 組	
番号	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)		児童との関係
1	保護者 ふりがな	電話[- -]		
		携帯[- -]		
		住所[]		
2				
3				
引き渡し日時	月 日 時 分	教職員氏名：		
引き渡し後の滞在場所： 自宅 ・ 自宅以外()				

※津波に関する警報・注意報発表時における引き渡し（例）

大津波警報（3m超） 津波警報（1m超、3m以下）	警報が解除され、安全が確保されるまで引き渡しをしない
津波注意報（0.2m以上、1m以下）	津波の到達予想時間等を考慮して、引き渡しを判断

※参考 鳥取県地域防災計画【津波災害対策編】第1部 災害予防計画「第2章 津波災害の予防」

第4節 津波に関する知識の普及啓発

6 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合学習時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

なお、教育を実施する際は、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、沿岸市町村以外の学校も広く津波防災教育に努めることとする。また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努めるものとする。

(2) 教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ることとする。

(6) 連絡・報告

○教育委員会、関係機関への連絡を行う（被害の状況、臨時休業の措置等）

* 県と市町村等における災害情報の報告・共有等については、鳥取県災害情報システムにより一元管理していますが、緊急を要する状況の場合は、電話等により関係機関に随時、連絡を行い、情報の共有を行います。（固定電話が使用できない場合があるため、管理職をはじめ、複数の教職員の緊急連絡網を整備し、県、市町村、関係機関等と共有する）

- ・ 消防、警察、医療機関等の関係機関と情報を共有する
- ・ 外部との連絡窓口は一本化して対応する（マスコミ対応等）

(7) その他（場面ごとの対応）

○登下校中（徒歩、自転車、スクールバス、公共交通機関等）

- ・学校に避難してきた児童生徒を保護し、安全を確保する
 - ＊学校が土砂災害等の危険地域にある場合や津波警報が発表され浸水被害の危険があるなどの場合、学校で待機している児童生徒を安全な避難場所へ避難させる
- ・教職員は、災害の状況を把握して安全を確認した上で、できるだけ早く登下校中の児童生徒の安否確認を行い、必要に応じて保護者と連絡をとる。通学路の途中で避難している児童生徒や移動中の児童生徒の安全確保については、保護者と学校が連携して当たる

○校外活動中（遠足、修学旅行、臨海学校、林間学校、キャンプ等屋外での活動）

- ・スマートフォン、携帯電話、携帯ラジオ等で災害の情報収集を行う（災害が起こったとき、又は起こりそうなとき）
- ・あらかじめ決めていた最寄りの安全な場所に、児童生徒を避難させる（早めの判断）
- ・津波や土砂崩れなどの二次災害が想定される場合は、すぐに避難を行う。津波の危険が予測される場合は高台等へ避難する
- ・学校と連絡を取り、児童生徒及び周辺地域の被害状況を報告する
- ・公共の交通機関や施設内では、係員等の指示に従って行動するよう指導しておく
- ・負傷者の確認と応急手当、医療機関等への搬送等の対応を行う
- ・児童生徒の不安に対する心理面へのサポート等を行う

○休業日・夜間等

- ・休業日・夜間等における非常参集体制に基づき学校へ参集する
- ・参集した教職員で役割を分担し、学校の被害状況確認、児童生徒及びその家族、教職員等の安否確認等を行う。今後の予定と留意事項等について児童生徒に連絡する

参考「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の最終報告

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」を踏まえた課題（抜粋）

○避難行動について

- ・地割れ、液状化などの例があることから校庭への避難については状況に応じた判断が必要
- ・被災の状況により避難経路の安全が確保できない場合もあり、平時における避難経路の安全点検と避難場所への複数の経路の確保、被災時における複数の手段による素早い情報収集と状況に応じた的確な判断が必要

○津波による被害状況と対応について

- ・津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要

○安否確認及び引き渡しについて

- ・安否確認を行う際には、保護者との一対一の情報連絡だけでなく、知人、地域の団体等を通じた情報交換も考慮することが必要
- ・引き渡しや待機の判断、保護者と連絡が取れない場合の対応などについて、学校等と保護者との間で事前にルールを決めておくことが必要

○体制整備について

- ・通信手段が停電や回線の混雑により使えなくなるため、情報収集方法や関係機関との連絡方法について複数化を図り、円滑な連絡体制を構築することが必要
- ・東日本大震災の教訓も踏まえ、各学校の災害対応マニュアルの見直しや改善等が必要

2 ケース別の検討・対応

(1) 震度階級別の検討・対応（例）

地震の規模等により実際の対応は異なってきます。基本的な対応の目安について、教職員が認識を共有しておくことも必要です。ただし、地震等の災害が実際に起こった場合、様々な情報を集約・分析して、マニュアルにとらわれず判断することが重要です。

※震度を判断する上では、震度階級の内容を理解しておくことが必要です。目安として、強い揺れを感じたが、ほとんど被害がない時は「震度4以下」、非常に強い揺れを感じ、建物、室内の設備、物品などに被害がある時は「震度5以上」となります。（周辺域の地盤災害（がけ崩れ、土石流、液状化等）発生の有無を確認し、判断することも必要。震度の大きさを踏まえ、学校の立地場所で津波が来る場合は、避難場所へ早急に移動することが必要。）

	震度4以下	震度5以上
在 校 時	○安全確保 ・教職員の指示又は児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる	○安全確保 ・教職員の指示又は児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる
	○情報収集 ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する	○情報収集 ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する
	○避難又は授業の再開 ・校長は校庭や体育館など安全な場所（一次避難）へ避難するか、授業を再開するか判断する <避難する場合> ・以降震度5以上と同様 <授業を再開する場合> ・授業を再開する ・学校施設の被害等があれば、教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う ・通常どおり下校（状況に応じて通学路の安全確認、集団下校等を行う）	○避難、安否確認等 ・校長は校庭や体育館など安全な場所への避難（一次避難）を決定する。教職員は指示に従い、避難を行う（注） ・児童生徒の安否確認、負傷者への応急手当、心理的ケアを行う ○二次対応 ・引き続き災害情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる ・学校施設等の被害状況を確認、児童生徒の校舎内外への移動が可能か判断する ・臨時休業の決定等 ○連絡・報告 ・教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う ○下校・引き渡し ・集団下校又は保護者への引き渡しを行う ・引き渡しは、安全な場所（体育館等）において行う。（下校・引き渡しは、津波警報等が解除されるなど、安全が確認されてから行う）

	震度4以下	震度5以上
登校時	<p>○安全確保</p> <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は学校に向かう（※児童生徒は震度等の判断が困難なことも考慮して対応を検討することが必要） 	<p>○安全確保</p> <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は学校又は自宅へ向かう（あらかじめ対応を児童生徒に指導し、保護者にも周知しておく。（例：距離が近いほうへ向かい、自宅に人がいない場合は学校へ向かう。移動が危険な場合、安全な場所（公園等）に留まる 等）
	<p>○情報収集、安否確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・状況に応じて児童生徒の安否確認を行う 	<p>○情報収集、安否確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・児童生徒の安否確認を行う
	<p>○授業の実施又は臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は授業を行うか、臨時休業とするか判断する <p><臨時休業の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降震度5以上と同様 <p><授業を実施する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常どおり授業を行う ・学校施設の被害等があれば、教育委員会・関係機関へ連絡、報告を行う ・通常どおり下校（状況に応じて、通学路の安全確認、集団下校等を行う） 	<p>○臨時休業の決定</p> <p>○連絡・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う <p>○下校・引き渡し（登校済の児童生徒）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団下校又は保護者への引き渡しを行う
下校時	<p>○安全確保</p> <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は自宅に向かう（※児童生徒は震度等の判断が困難なことも考慮して対応を検討することが必要） 	<p>○安全確保</p> <p><児童生徒></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な場所を見つけて身を寄せる ・児童生徒は学校又は自宅へ向かう（あらかじめ対応を児童生徒に指導し、保護者にも周知しておく。（例：距離が近いほうへ向かい、自宅に人がいない場合は学校へ向かう。移動が危険な場合、安全な場所（公園等）に留まる 等）
	<p>○情報収集、安否確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・状況に応じて児童生徒の安否確認を行う 	<p>○情報収集、安否確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する ・児童生徒の安否確認を行う

	震度4以下	震度5以上
	○連絡・報告 ・状況に応じて教育委員会、関係機関へ連絡、報告を行う	○連絡・報告 ・教育委員会、関係機関への連絡、報告を行う
	○下校・引き渡し（学校に戻った児童生徒） ・通常どおり下校（状況に応じて、通学路の安全確認、集団下校等を行う）	○下校・引き渡し（学校に戻った児童生徒） ・集団下校又は保護者への引き渡しを行う

(注) 学校施設の損壊・火災等により施設内が安全でない判断される場合など、校庭等に避難・集合することが考えられますが、学校が耐震化済のため、施設内の方が安全と判断される場合や津波・土砂災害・液状化等が予測される場合は、校庭以外に避難するなど、状況に応じた判断が必要です。

※地震発生直後に発表される震度は変更される場合もあります。震度階級による区分は目安として、児童生徒や学校施設の状況、二次災害の状況等を踏まえた判断が必要です。

(2) 二次災害を想定した検討・対応(例)

地震発生後、二次災害についても考慮する必要があります。二次災害は、地域性、学校の自然的環境、施設の耐震化の有無などにより変化します。様々な角度から検討することが必要です。

○想定される二次災害を洗い出す

想定される二次災害	
津波	○海からの津波 ○河川を遡上してくる津波
火災	○学校からの出火 ○周辺の地域からの延焼・類焼
余震	○建物の倒壊・損壊 ○非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	○土砂災害 ○液状化 ○地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等） ○水害（堤防決壊、ダムの決壊等） ○原子力災害 ○雪害

○適切な避難場所・経路・避難指示の手順を明確にする

二次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、適切な避難場所・経路等を想定しておくことが必要です。（複数の避難場所や経路について考察し、二次災害等の状況を踏まえ、適切な避難場所への避難等を判断することが重要です）

区分	それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例	
	判断材料	避難場所
津波	○気象庁の津波警報・大津波警報 ○学校周辺の状況（海の潮位の変化や河川の状況等） ○学校の立地状況	指定した避難場所（高台、建物の高層階・屋上）

区分	それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例	
	判断材料	避難場所
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎・校地の巡回、状況確認 ○学校周辺状況（出火と延焼の有無、避難経路状況） ○市町村災害対策本部からの避難勧告・避難指示 ○消防署への通報と情報収集 ○発災時の気象条件（風向、風速等） 	あらかじめ指定した避難場所（校庭などの広い空間）
余震による倒壊損壊	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎・校地の巡回、状況確認 ○学校の被害状況（校舎など倒壊の危険、壁のひび割れ、天井の照明などの落下の危険性、ガラス破損、水道の水漏れ、棚・ロッカー等の散乱状況等） 	校庭、近隣の耐震性のある建物（落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所）
その他土砂災害水害等	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎・校地の巡回、状況確認 ○学校周辺の状況（避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等） ○学校の立地状況、気象状況 	危険区域外の建物、緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋等

（3）児童生徒・教職員別の検討・対応（例）

1 児童生徒在校時

様々な災害の状況に対して、正確な情報の把握に努め、適切な指示・行動が行えるよう、訓練だけでなく、自身の行動をあらかじめ想定するなど、万全を期しておくことが重要です。

児童生徒の対応	授業担当者など教職員の対応	職員室等の教職員の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○教室では即座に机の下にもぐる（自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員が援助して身体を保護）。校舎外ではガラスの散乱などを避け校舎に近づかない ○揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示のもとカバン等で頭部を保護し、靴を履いて校庭など安全な場所へ避難する ○津波の被害が想定さ 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませる。その際、自分の力で対応困難な児童生徒（障がいのある児童生徒、怪我をしている児童生徒等）は、授業担当者が援助 ・授業中以外の時は、学級担任等は自分が担任する教室へ直行し、その他の教職員は職員室等に集合する ○緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるためパニック状態の防止に努める ○大きな揺れがおさまったら、速やかに児童生徒の状況を確認。怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認する ○火の元の消火確認やガスの元栓を閉め 	<ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れがおさまった後、校長等の指示により、緊急放送を行う ・教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火等の指示を行う ・緊急放送ができない場合、ハンドマイクやメガホンを使う ○全体への指示を出す者、校内を見回り状況を把握する者、指示を連絡する者、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する者など、教職員の役割分

児童生徒の対応	授業担当者など教職員の対応	職員室等の教職員の対応
<p>れる学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階）へ避難する。その後は教職員の指示に従う</p>	<p>る等の措置をとる</p> <p>○避難する場合、次の手順で行う</p> <p>①避難路として出入り口の確保</p> <p>②怪我人等の介助方法を決める</p> <p>○揺れがおさまり次第、緊急放送（非常放送設備・ハンドマイク等）による状況の報告や避難方法指示などを待って避難・誘導を行う</p> <p>○緊急放送がない場合は、隣の教室同士で情報収集等を行い臨機応変な対応を行う</p> <p>○避難は、火災場所と上層階の児童生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置する</p> <p>○避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護し、靴を履いて避難させる</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階）へ児童生徒を避難誘導する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める</p>	<p>担によりすばやく対応する</p> <p>○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階）に児童生徒を避難させるよう教職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めるよう指示</p> <p>○教育委員会等の関係機関に被害状況等の報告を行う</p>

※場面別、授業担当者など教職員の対応

教室	机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませる
体育館	館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意する
校庭	校舎のガラスや落下物を避けるため、校庭の中央に避難させる
プール	速やかにプールから上がり、安全な場所へ避難させる
食堂	教室にいる場合と同じ。食堂にいる教職員は児童生徒への対応を行う
図書室	書棚からできるだけ離れるように指示する
その他	敷地内の校舎・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる

2 児童生徒登下校時

登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が安全のための行動を選択し、実行することが求められます。日頃からさまざまな災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要です。また、保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切です。

また、地域（地区の公民館、消防署、警察、自治会、自主防災会等）との連携を図り、通学路周辺での危険個所リスト、マップを作成して、児童生徒に周知することも重要です。

児童生徒の対応	教職員の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○カバンや持ち物で自分の頭部を保護する、建物、塀、崖下、川岸からすぐ離れる、自動車は思わぬ動きをするので離れる等の身の安全を確保する（日頃から指導） ○交通機関が運休した場合は、駅の避難指示に従う ○登下校中の場合、学校又は自宅へ向かう（距離が近いほうへ向かい、自宅に人がいない場合は学校へ向かう。移動が危険な場合、安全な場所（公園等）に留まる） ○津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物の安全な階に避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内に不在の教職員は、非常参集体制に基づき学校に参集する ○職員室や事務室に在室する教職員は、校長等の指示により、緊急放送をする <ul style="list-style-type: none"> ・教職員へは、児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火等の指示を行う ・緊急放送ができない場合、ハンドマイクやメガホンを使う ○児童生徒の安否確認を行い、既に登校している児童生徒（まだ下校していない児童生徒）を避難場所に誘導する ○登校していない児童生徒については、電話等で安否の確認を行う ○教育委員会等の関係機関に被害状況等の報告を行う

※近隣の避難場所等を確認・周知しておくことが重要です。

施設名	役割	場所
一時避難場所	自治会等が選定した一時的な避難場所。グラウンドや公園など。時間を経て広域避難場所へ移動	●●公園
広域避難場所	災害時に火災等におかされることがなく、安全が確保できる一時的な避難場所	●●運動公園
指定緊急避難場所	災害の危険が切迫した場合に緊急的に避難するための場所又は施設（市町村が指定する避難場所）	●●小学校 ●●公園
指定避難所	災害の危険等により住民を必要な間滞在させる施設（市町村が指定する避難所）	●●小学校 ●●センター
津波避難ビル	津波に対する緊急的・一時的な避難施設	●●高等学校

3 校外活動中等

校外活動中は、様々な状況における被災の想定と対応が必要です。児童生徒へは、事前にオリエンテーションなどにより周知することが重要です。

児童生徒の対応	引率の教職員の対応	管理職などの対応
<p>○屋内の場合は机の下などにもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う</p> <p>○津波の被害が想定される場所にいる場合、児童生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に避難する。その後は教職員の指示に従う</p>	<p>○施設内であれば、その施設の対応に従う</p> <p>○移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に児童生徒を避難させる</p> <p>○揺れがおさまったら、速やかに児童生徒の状況を確認し、怪我をした児童生徒の応急処置や怪我の度合いを確認する</p> <p>○把握した状況は、速やかに学校へ報告し、指示を受ける。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する</p> <p>○屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため速やかに安全な場所に避難させる</p> <p>○津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ児童生徒を避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努める</p>	<p>○引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う</p> <p>○引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する</p> <p>○報告を取りまとめ、教育委員会等の関係機関に報告を行う</p>

(4) 特別支援学校における対応・留意点

1 配慮を要する点

【視覚障がい】

- ・情報（視覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・授業担当者は、安全を確保しながら、安心するように常に声をかける。
- ・授業クラスを基本にして、声をかけ合ったり手引きをしたり、協力をし合って避難する。
- ・登下校時に災害が発生した場合に備え、児童生徒自らが、周囲の人に声をかけて視覚障がい者であることを告げて、周りの状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

【聴覚障がい】

- ・情報（聴覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・聴覚障がいによる情報の不足を視覚メディア等で補う。（非常点滅灯・旗等）
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、児童生徒自らが、周囲の人に聴覚障がい者であることを伝えて、状況の説明と安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

【肢体不自由】

- ・支援者の安全を確保のうえ、該当児童生徒の障がいの状態、程度の違いによる安全な姿勢と生命維持に必要な資機材を確保、保持する。
- ・発災時の場所に対応した避難経路を確保する。（教室、保健室、その他の教室、食堂、ケアルーム、エレベータ使用中、廊下移動中、階段移動中など）
- ・複数教員で支援ができるような対応を事前に決めておく。（特殊なベッドや車いすを使用していることが多く、一人の教師だけでは支援が難しいため）
- ・声かけをすること等により、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・避難場所での姿勢保持、姿勢変換、体温保持、呼吸器、酸素ボンベ、吸引器の状態に細心の注意を払う。特に電源の確保や浄水の確保が必要。機器等を帯同していない場合は、避難セットの用意をしておくことが望ましい。
- ・併設、隣接施設（寄宿舎、病院、訓練施設等）と定期的に情報を共有する。
- ・該当児童生徒の担当教員が被災し対応できないことを考え、当該児童生徒に限定した発災時対応マニュアルを作成し、ベッド、車いす、携行しているバッグ等に常設しておく。

【病弱】

- ・直ちに児童生徒のそばに行き、安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ベッドや車椅子からの転落、転倒を防止する。
- ・すみやかに医療機関と連携が図れるよう病気への配慮などを記した個人カードや吸引機等の医療機器を携帯する。

【知的障がい】

- ・直ちに児童生徒のそばに行き、安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・周囲の人々に援助を求め、指示に従い落ち着いて行動させる。
- ・ハンドマイクを準備し、停電時のパニックや、災害時の的確な情報を必要に応じて伝え、心理的な負担の軽減に努める。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、自力通学生は、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡を取るよう指導しておく。また、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。
- ・居住地における避難場所確認やハザードマップを作成し、保護者・学校・地域で協力しながら、児童生徒の能力に応じて、自ら避難や安全が図られるよう指導しておく。

2 特性に応じた体制整備

【保護者との連携】

- ・自力通学児童生徒の保護者には、登下校中の発災時の探索保護を依頼する。
 - ・登下校中の自力通学生の保護や緊急時の行動について周知（保護者・生徒）する。
 - ・訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合いを行う。
 - ・居住地区で行われている地域行事・防災訓練等への参加を奨励し、地域のネットワークを構築する。
- ※居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながる。

【関係機関との連携】

- ・スクールバス運行業者、福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援等）、訪問指導先施設等の関係機関と災害時の対応について協議する。

鳥取県中部地震の経験から

◆ 発生時の危機管理 ①

(現場の状況・課題等)

一次避難（揺れがおさまった後の避難行動）に際し、校庭等へ避難行動を行うかどうか、判断に苦慮した。

(課題への対応等)

一次避難については、避難場所としている校庭等の地割れ、液状化などの状況や校舎等の耐震化状況、津波発生のおそれがあるかどうか等を踏まえた総合的な判断が必要です。

あらかじめ、一定の震度階級以上の地震が発生した場合の避難行動の基準等を定めておくことも重要ですが、あくまで目安であり、災害発生時は、素早い情報収集と的確な判断が必要です。

訓練や研修を通して、学校防災マニュアル等で想定していないことに対しても柔軟に対応することができるようにしておくことが重要です。

◆ 発生時の危機管理 ②

(現場の状況・課題等)

- ・火災が発生していないにもかかわらず、防火扉が誤作動して閉まる事態が生じた。防火扉の横の小さなドアで避難を行ったため、児童がなかなか通過できなかった。想定外の事態が生じたため、混乱する場面があった。
- ・校庭等への避難後、一定時間待機することも想定されるので、状況を見て児童自身の上着など、避難時に身につけるものを指示することも必要だと感じた。また、ランドセルを持たせて避難するよう指示を出していれば、頭を守ることに使えると思う。避難行動に際して、色々工夫する余地がある。訓練の中でも検討していきたい。

(課題への対応等)

実際の災害時には、学校防災マニュアル等でも想定していない事態が起こります。避難訓練の実施などを通じて、事前の備えを万全に整えることはもちろんのこと、素早いすばやい情報収集と状況判断により、児童生徒の命を守るための行動をとることが重要です。

◆ 発生時の危機管理 ③

(現場の状況・課題等)

- ・保護者のメールアドレスが最新の状態に更新されていなかったため、保護者と連絡がとれず、引き渡しを行う際に苦慮した。
- ・保護者への引き渡し時に多くの方が来校して混雑した。引き渡し訓練を定期的に行う必要があると感じた。また、自動車で来校する人への対応等も検討が必要。保護者や関係者への周知及び訓練が必要であると感じた。
- ・引き渡しカードを持参していない保護者への引き渡しについて、ルール作りが必要。

(課題への対応等)

災害時には、通信機器の故障や回線の混雑により、保護者と連絡を取り合うことが、難しい状況が発生することも想定されます。保護者との連絡網を最新の状態に更新しておくことはもちろんのこと、あらかじめ、児童生徒の引き渡しルールを学校と保護者の間で決めておく、共通理解を図っておくことも重要です。

III 事後の危機管理（立て直す）

1 児童生徒の心のケア

災害や事故等の被害により、児童生徒は、普段の生活ができているように見えても、心に大きなダメージが残り、このことが、その後の社会生活に様々な影響を及ぼすことがあります。

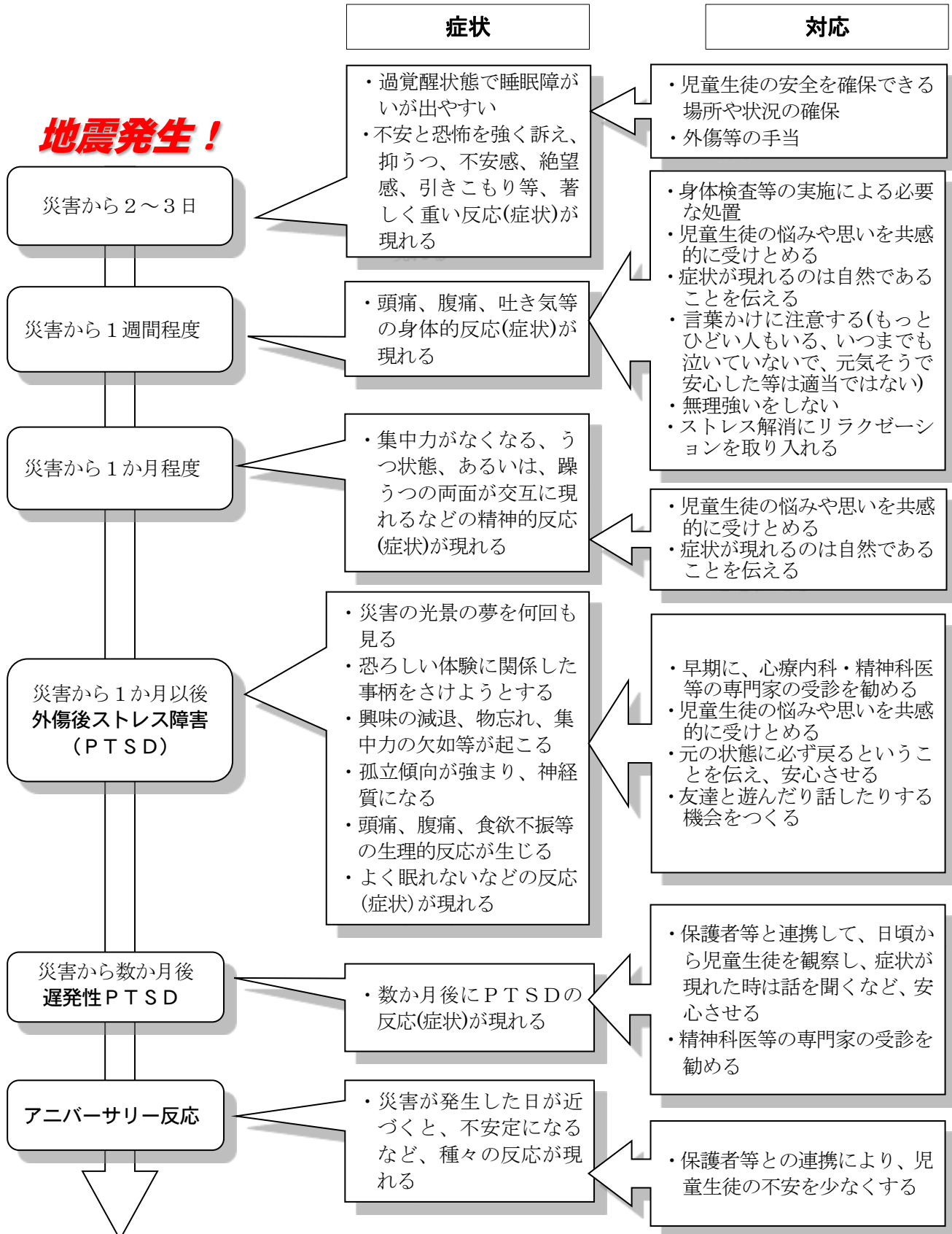
このため、児童生徒の心の傷を癒やすには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となります。

地震発生！



災害後、児童生徒に現れる可能性のある症状とその対応

地震発生!



上記はあくまで一例です。災害発生から10日程度は、実際は心の中で大きな動揺が起こっていても、全く感情が表に現れなかったり、いたって普段通りに振る舞ったりするケースも考えられます。温かい気持ちで見守りながら、児童生徒の状況を注意深く観察していくことが大切です。
また、災害発生時は、児童生徒の命を守る立場の教職員も強いストレスを受けるため、教職員の心のケアも非常に重要です。

2 学校における教育活動の再開

(1) 学校再開に向けた対応

ア 教育機能の回復

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取組みです。

学校は、災害発生後における教育機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定し、早期の教育活動再開に向けた取組を行うことが必要です。

【平常時に検討しておくこと】

- ・ 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童生徒の名簿などを被害にあわないところに保管しておく。
- ・ 学校が避難所になった場合を想定し、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育活動の再開に向けて確保する区域を、あらかじめ決めておく。
- ・ 学校が被災した場合、あるいは学校が地域の避難所となった場合に、各学校の実情に応じた教育活動の再開に向けての行程を確認しておく。

教育活動の再開の行程

大災害が発生し学校が被災した場合

被災後	〇日程度	学校再開準備班の設置
被災後	〇〇日程度	仮登校の実施
被災後	〇〇日程度	応急教育の実施
被災後	〇〇日程度	教育活動の再開 (各学校の実情に応じて、早期の教育活動の再開を目指す)

心のケア

- ・ 応急教育は、応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の教育活動の再開に繋いでいくものとする。

(臨時休業中における教育活動の検討等)

臨時休業の期間が長期化する場合、児童生徒の被災状況等も考慮した上で、学習支援策を検討することも必要です。

(例)

- 臨時休業期間中における学習指導計画を作成し、児童生徒が自宅で学習できるプリントや課題等の提供（郵送又は学校HPへ掲載）
- 授業で使用している教材・教具等のうち、家庭での学習に適したものの活用
- 授業中の様子を録画・録音した視聴覚教材（DVD）の活用、学校HPへの掲載
- 学習の進め方についての生徒・保護者への説明資料の配布

また、教育活動の再開後は、臨時休業により遅れた授業時間数確保の検討とともに、児童生徒への学習面の支援も考慮することが重要です。

○臨時休業により遅れた学習への対応（授業時間数確保の検討）

（例）

- ・学校行事の見直し
- ・平日の授業時間割に7限目を設定
- ・長期休業日の一部を授業日に充てる

○児童生徒への学習支援の検討

（例）

- ・授業の要点をまとめた補助プリントを活用した個別指導
- ・可能な範囲での放課後や長期休業中の補充授業

イ 関係機関・地域との連携、避難所運営への協力等

学校が避難所となる場合、教職員は避難所の運営について協力することが必要となるケースがあります。避難所の運営に協力しつつ、早期に教育活動の再開のための業務に専念できるよう態勢を整えることが重要です。（事前に関係機関と連携して、避難所運営について基本的役割を確認する。）

（ア）避難所における自治組織確立への支援

災害が発生した場合、避難所が開設された学校においては、避難住民との共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要です。学校は避難所における避難住民の自治組織が早期に確立されるようにその支援に努めることが重要です。

（イ）地域との連携・協力体制、教育委員会・首長部局との連携・協力体制

学校は、教育委員会や首長部局の防災担当を通じて、地域の公民館、まちづくり協議会、自治会などと非常時の役割分担について話し合い、地域の自主防災組織の育成・強化などに協力することも重要です。

地域と日常的に連携をとることにより、避難所開設時に地域の防災組織等に避難所運営が円滑に移行し、結果として、児童生徒の安全確保や教育活動の早期再開に繋がることとなります。平常時のみならず、災害時も含めて、学校と地域の連携・協力体制の構築を進めていくことが重要です。

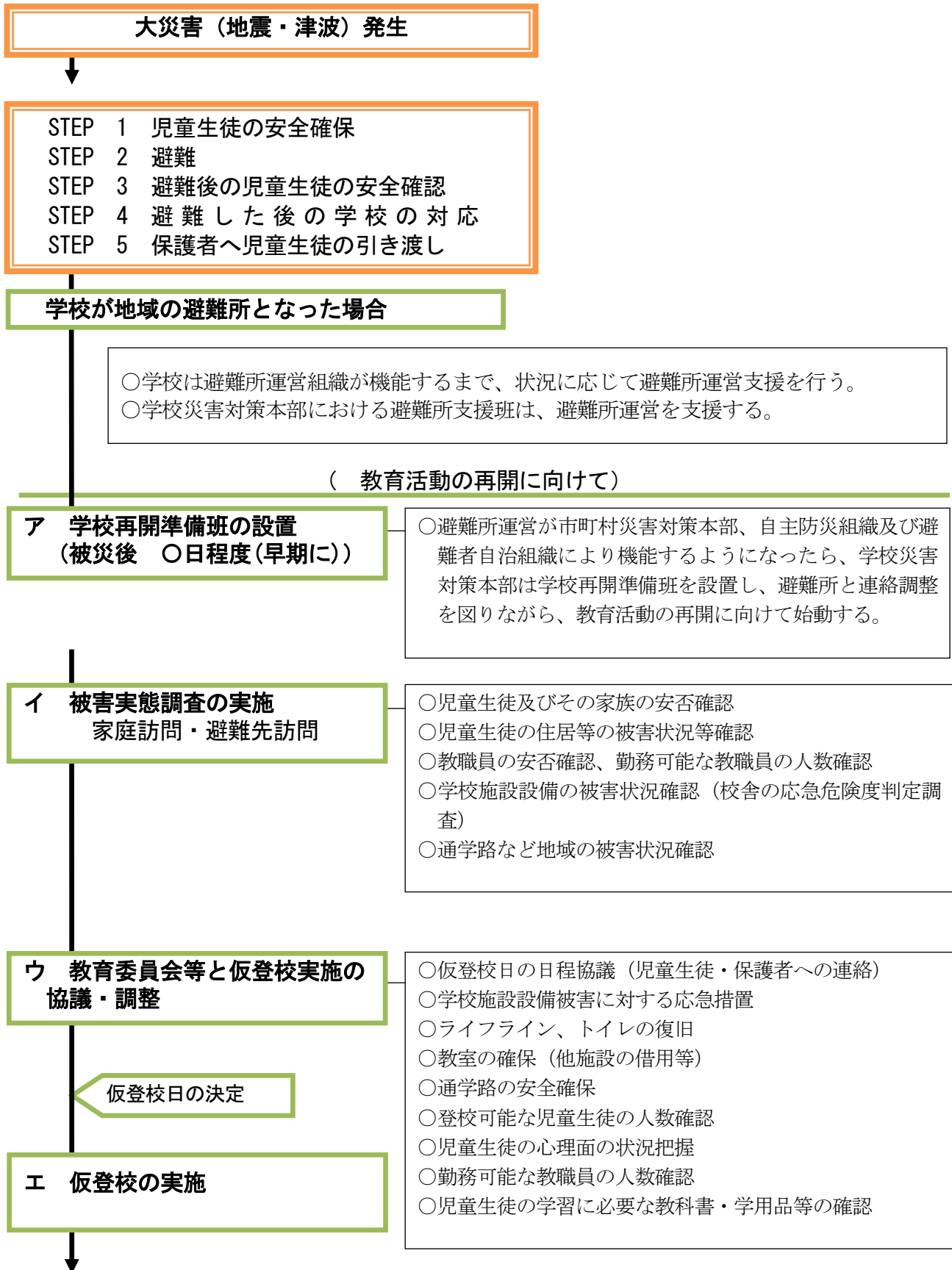
（ウ）家庭、地域社会と連携した防災体制の充実

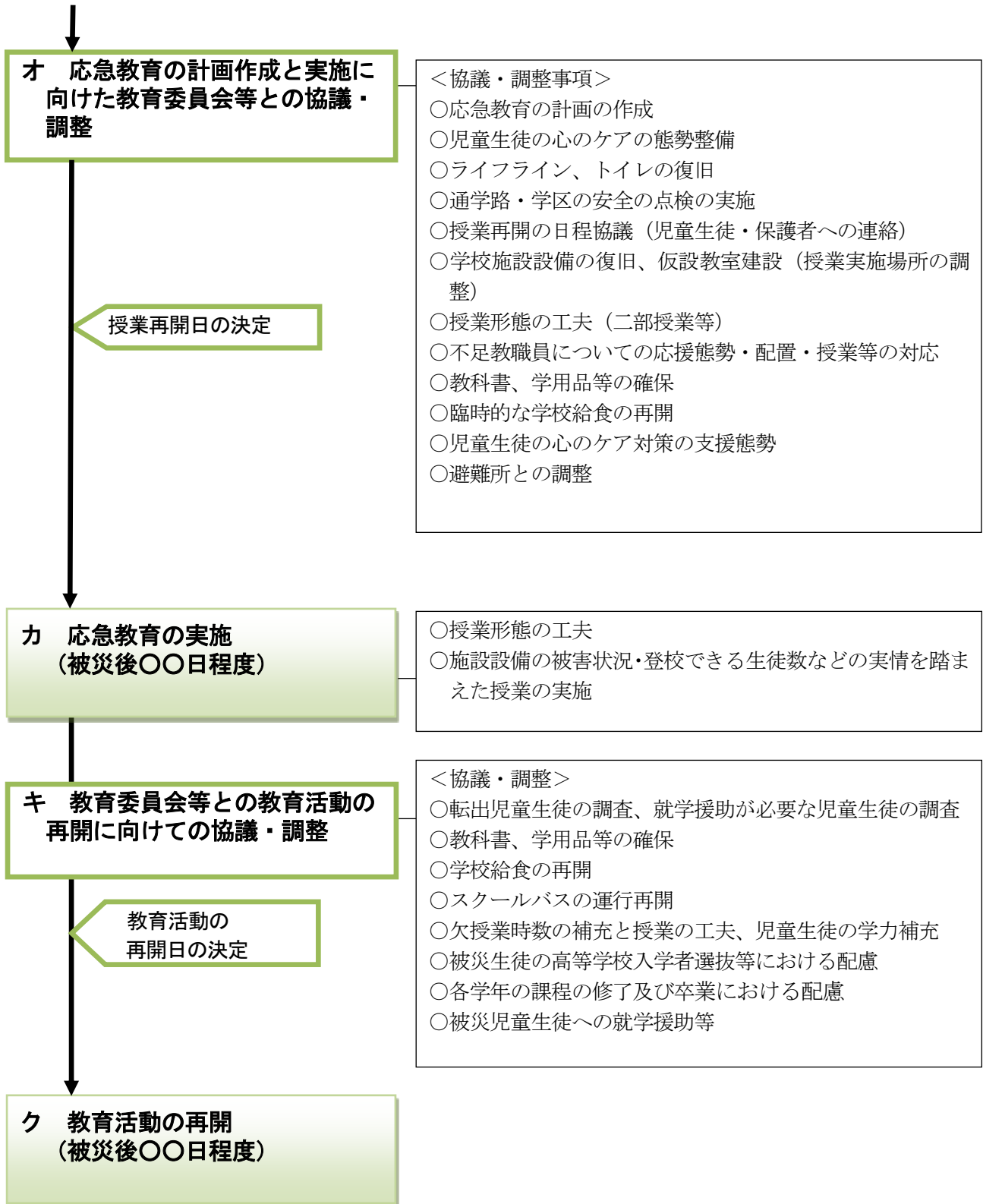
災害時の避難所運営を円滑に行うためには、地域ぐるみの防災訓練（避難所開設訓練等）を実施し、災害時の協力の在り方や対応等について共通理解を図ること、家庭内で保護者と児童生徒が防災や災害時の避難について話し合い、避難する際の避難場所などを共通認識することを促すことが重要です。

また、災害に関する体験学習や地域の方から過去の災害の話聞く機会を設定するなど、家庭や地域と連携した防災教育の充実を図ることも効果的です。

内容や進め方については、学校の実態や地域の特性等を踏まえて、学校、保護者、地域の自主防災組織、関係機関等が協議して実施することが重要です。

(2) 教育活動の再開（基本対応とその流れ）





ア 学校再開準備班

(ア) 目的

児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、必要に応じて、学校再開準備班を設置する。

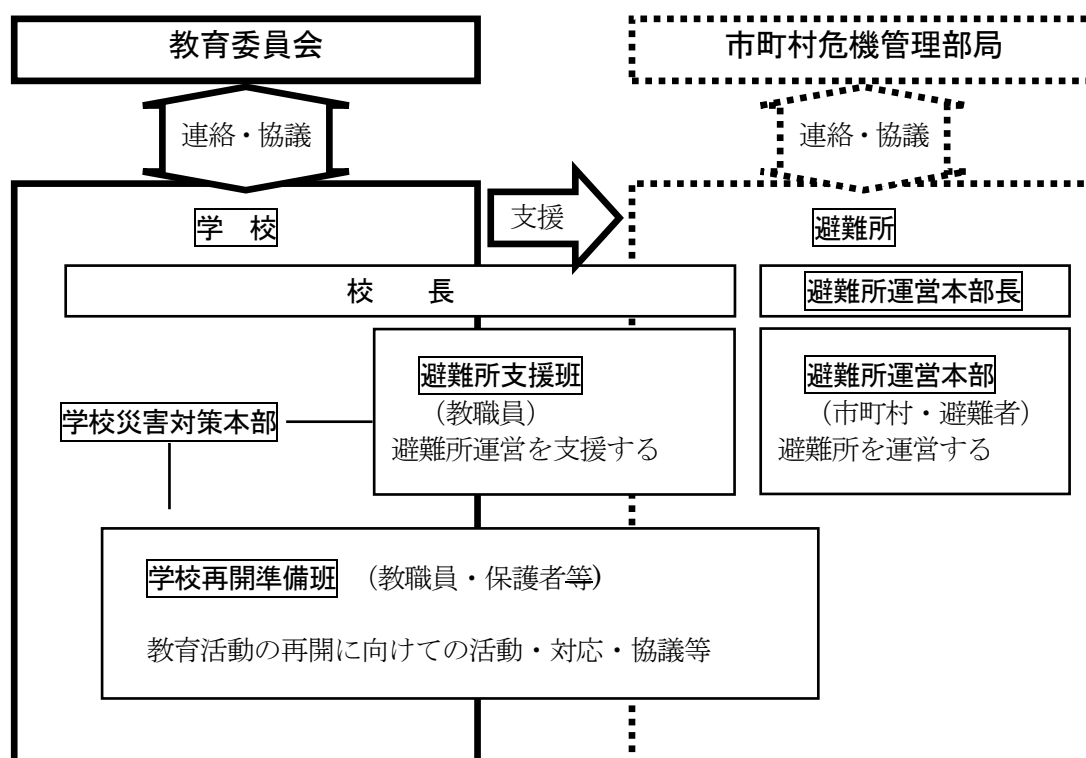
(イ) 設置時期

災害発生直後は、学校災害対策本部による活動が中心となるが、被害の規模、程度により状況は異なるものの、災害発生後3日程度経過した時点からは、教育活動の早期再開に向けた準備活動が始める。

(ウ) 構成

校長、副校長・教頭、教職員代表、運営委員代表、保護者代表等

<関係図>



イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難先訪問）

(ア) 児童生徒及びその家族の安否確認等（担任等）

- ・児童生徒及びその家族の安否確認を行い、同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。
- ・児童生徒の住居の被害状況の確認も行う。安否確認にあたっては、地域自主防災組織、市町村災害対策本部等の協力も得る。
- ・今後の教育活動の再開に向けて必要になるため、被災地以外に避難している児童生徒の把握を行う。

(イ) 教職員の安否確認・被害調査（管理職員等）

- ・教職員及びその家族の安否確認を行い同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成する。

(ウ) 学校施設設備の被害状況の確認（担当教職員）

- ・校舎等の被害状況を確認し、危険区域については、立ち入り禁止区域の標示等を行う。また、応急危険度判定調査を応急危険度判定士の診断により実施する、
- ・校舎のライフライン（電気、水道、ガス、電話）の被害状況を確認する。

- ・被災状況の調査については、教育委員会等と連携を図り実施する。校庭についても、地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。

(エ) 通学路など地域の被害状況確認（担任、担当教職員）

- ・学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れなど、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

ウ 教育委員会等と仮登校実施の協議・調整

被害実態調査をもとに教育委員会等との協議・調整

学校施設設備等の被害に対する対応など、必要な措置について、関係機関や教育委員会と協議・調整していく。仮登校日の実施に向けて、その主な項目としては、次のような内容となります。

- ・ 仮登校日の日程協議
- ・ 学校施設設備被害に対する応急措置
- ・ ライフライン、トイレの復旧
- ・ 教室の確保（他施設の利用等）
- ・ 通学路の安全確保

エ 仮登校の実施

児童生徒・教職員の安否確認ができ、校舎・教室・通学路の安全が確認できたら、応急教育の実施の準備として、仮登校を実施します（校舎が使用できない場合は、校庭で全校集会を行う形態や学年ごとに集会を行う形態等も検討）。仮登校では、教職員は児童生徒、家庭の全体的な状況を把握するとともに、学校再開に向けての今後のスケジュールなどをわかりやすく説明します。また、心のケアの視点から、児童生徒を温かく包み込み、子どものつぶやき、悲しい体験などじっくり話を聞く姿勢を積極的に持つことが大切です。

なお、仮登校日の児童生徒・保護者への連絡については、イ 被害実態調査の実施（家庭訪問・避難先訪問）により作成した一覧表を活用します。

<仮登校実施に係る確認事項>

- ・ 登校可能な児童生徒の人数確認
- ・ 避難所等から登校する児童生徒の確認、対応の検討
- ・ 児童生徒の心理面の状況把握
- ・ 勤務可能な教職員の人数確認
- ・ 児童生徒の学習に必要な教科書・学用品等の確認
- ・ 授業内容、学校行事の実施等、今後の学校運営、学校再開等のスケジュールを確認

オ 応急教育の計画作成と実施に向けた教育委員会等との協議・調整

大災害を体験した児童生徒は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けています。また、家屋の倒壊や教科書・学用品も失っている児童生徒も多い状況です。

このため、学校を再開しても、すぐに通常の授業を受けることが困難な状況が予測されます。このような状況や各学校及び地域の実情を踏まえ、学校はどのような形で授業を再開できるのか、授業を再開するために最低限必要な事項はなにか、教育活動の再開に向けた応急教育の計画を作成するとともに、教育委員会等関係機関と協議・調整を行うことが必要です。

<協議・調整事項>

(ア) 応急教育の計画作成

- ・ 登校可能な児童生徒の人数の確認（これまでの安否確認や仮登校の結果を分析して、登校可能な児童生徒の人数を把握する。）
- ・ 勤務可能な教職員数の確認
- ・ 使用可能教室と教材・教具の把握（避難所開設状況を踏まえ、授業に使える教室を確保

する。なお、使用可能教室が少なければ、短縮授業・二部授業の検討をする。）

- ・ 教科書・学用品のない児童生徒の人数を把握し、不足分の手当てをする。（教育委員会との調整、ボランティア物資等による補充）

- (イ) 児童生徒の心のケアの態勢整備（スクールカウンセラーの派遣）
- (ウ) ライフライン、トイレの復旧
- (エ) 通学路・学区の安全点検の実施（道路の損壊等の危険箇所を把握する。必要に応じて通学路の変更も検討）
- (オ) 授業再開の日程協議（児童生徒、保護者への連絡）
- (カ) 学校施設設備の復旧、仮設教室建設
- (キ) 授業形態の工夫（二部授業等）
- (ク) 不足教職員についての応援態勢・配置・授業等の対応
- (ケ) 教科書、学用品等の確保
- (コ) 臨時的な学校給食の再開
- (サ) 児童生徒の心のケア対策の支援態勢
- (シ) 避難所との調整

学校再開準備班は、教育活動の再開に向けた学校内外への情報提供・広報活動を行う。

カ 応急教育の実施について

- (ア) 応急教育については、応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の学校教育活動へ近づけていくことが重要です。

また、被災により家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒一人ひとりの心の安定を取り戻すため、心のケアについても継続して取り組むことが必要です。

- (イ) 応急教育を行うための類型としては、単独再開、本校舎と仮設校舎での再開、仮設校舎のみでの再開、校区横断等による臨時校区での再開、周辺校で分散しての再開などが考えられます。

また、学級の再編、2部授業制、周辺校との連携分散授業、校区内施設や他の施設利用などの工夫が必要になります。各学校においては、被災の状況、復旧予定期間等を勘案し、各学校の実情に応じて、これらの手法の組み合わせ、教育再開を目指すことになります。

(応急教育を行う場所の確保等)

<学校施設の被害が軽微な場合>

各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。

<施設の被害が甚大な場合>

安全な教室や特別教室等の転用により、学級合併授業、二部授業等を行う。

<施設の使用が全面的に不可能な場合>

教育委員会事務局等と連携し、近隣の安全な学校や他の公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設を行い、授業を再開する。

(応急教育・学校再開の類型)

類型	実施方法
1 単独再開	①本校舎が使える場合 ・本校舎で再開 ②プレハブなどの仮設校舎での再開 ・本校舎と仮設校舎での再開 ・仮設校舎のみでの再開 ③他施設利用による再開

類型	実施方法
2 校区横断による再開又は複数の学校を合わせた再開	①使用可能な校舎がある場合 ・使用校舎を決め、複数校合同による再開 ②プレハブなどの仮設校舎での再開 ・使用可能校舎と仮設校舎での再開 ・仮設校舎のみでの再開 ③他施設利用による再開
3 県内周辺市町村、周辺地域、周辺校への分散による再開	①被災していない他都道府県へで使用可能な学校、他施設を利用
4 被災していない他都道府県への受け入れによる再開	
5 1～4の併用等	

※学校を所管する教育委員会の枠を超えて、他の教育委員会又は行政機関が所管する施設を利用する必要がある場合は、鳥取県教育委員会も含め、関係する機関により協議・調整を行い、応急教育等の速やかな実施を目指します。(他の学校等の施設及び設備を利用して教育活動の再開を行うことは、小(中)(高)学校設置基準により特別の事情があり、教育上及び安全上支障がない場合は可能。)

キ 教育委員会等と教育活動の再開に向けての協議・調整

以下の事項について教育委員会等関係機関と協議・調整を行い、一日も早い平常時の教育活動の再開を目指す。また、施設・備品・教材等の教育環境の整備にも取り組むとともに、被災した児童生徒の心のケアについても継続して行います。

<協議・調整事項>

(ア) 転出児童生徒の調査、就学援助が必要な児童生徒の調査

(イ) 教科書、学用品等の確保

(ウ) 児童生徒の心のケアの態勢整備(スクールカウンセラーの派遣)

(エ) 学校給食の再開(教育活動の再開と併せ、可能な方法により給食の提供を行う)

○給食再開に備え、給食調理場、給食配送車、各学校の給食室、給食用設備、備品等の被災状況を確認する。

○給食再開が可能な場合は、施設設備の清掃及び消毒を行うとともに、給食従事者の健康状態を確認し、衛生管理に万全を期する。

○教育委員会や県学校給食会と連携して物資の供給態勢を確保し、学校給食の再開を目指す。

○給食の再開にあたっては、学校給食衛生管理基準に準じるよう留意する。

○再開実施にあたっては、保健所の協力を得て、地域の感染症の発生状況や食品納入業者の衛生状況を確認し、防疫対策に万全を期する。

○給食調理場の被災等により、調理業務が行えない場合は、簡易給食(パン、牛乳等)の提供、業者の弁当斡旋、他市町村からの給食提供支援、民間業者を活用した給食提供等を組み合わせた対応などについても検討する。

○簡易給食が長期化する場合は、完全給食に準じるよう食事内容の充実を図る。

○食物アレルギーを有する児童生徒への対応についても検討する。

(オ) スクールバスの運行再開

(カ) 欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒の学力補充

(キ) 被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮

(ク) 各学年の課程の修了及び卒業における配慮

(ケ) 被災児童生徒への就学援助等

ク 教育活動の再開

被災後、ア～キの過程を経て、平常時の教育活動の再開となります。なお、被災した児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合は、教育委員会等と協議の上、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じることが必要です。